

現場代理人の常駐に関する取扱いについて

日置市では、建設工事における現場代理人の常駐に関する取扱いについては、以下のとおりとしますのでお知らせします。

1 現場代理人の常駐を要しない場合

現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合には、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととします。

ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要及び現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要です。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
- (4) 前記(1)から(3)までに掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

2 発注者への報告

上記1の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくことが必要です。

3 特記仕様書への明示

上記について特記仕様書に必ず明示し、周知徹底を図ります。

4 適用年月日

令和3年7月16日以降に契約を締結する工事から適用します。